



河合町出産・子育て応援給付金事業のご案内

国の施策に基づき、妊娠期から出産・子育てまで一貫して子育て家庭に寄り添い、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。

伴走型相談支援

- ◎面談実施の時期
 - ①妊娠届出時
 - ②妊娠8か月ごろ
(アンケートに回答・希望者に面談)
 - ③出生後2か月ごろ
- ◎面談の対象者
妊産婦・または養育者

経済的支援

- ※伴走型相談支援の面談実施後に支給
- ◎出産応援給付金
妊娠1回につき5万円
- ◎子育て応援給付金
子ども1人当たり5万円
- ◎支給方法
申請時に指定した口座へ振り込み

給付の対象者

- ① 出産応援給付金 (妊娠届出後の給付 5万円)
 - ・令和4年4月以降に妊娠届を提出した(する)妊婦の方
(妊娠届の提出が令和4年4月以降でない場合であっても、令和4年4月～12月に出生した産婦の方は対象に含まれます)
- ② 子育て応援給付金 (出生後の給付 5万円※)※多胎児(双子)の場合は10万円
 - ・令和4年4月以降に出生した(する)乳児を養育する方(原則は乳児と同居する母または父)



申請時期・申請方法

給付を受けるためには、所定の申請書による申請が必要です
申請書は、妊娠届の提出日や出生日に応じて、下記の表に記載する方法で対象者へ交付します。

| 妊娠届提出 | 出生日(乳児の生年月日) | 出産応援給付金(5万円) | 子育て応援給付金(5万円) |
|-------------------|----------------|---------------------------------------|-------------------------------------|
| | 令和4年4月～令和5年1月末 | 令和5年2月ごろに申請書を郵送 (原則は一括で10万円を交付します) | |
| 令和4年4月～ 令和5年1月 | 令和5年2月以降 | 令和5年2月ごろに申請書を郵送します | 出生してから概ね2か月後、ご自宅を訪問して面談後に申請書をお渡しします |
| 令和5年2月以降 | 令和5年2月以降 | 妊娠届提出時の面談後に申請書をお渡しします | 出生してから概ね2か月後、ご自宅を訪問して面談後に申請書をお渡しします |

※出産応援給付金(5万円)は妊娠届を提出した後、流産等で出生に至らなかった場合も対象になります。

お問い合わせ先:河合町子育て支援課(保健センター/子育て世代包括支援センター)
電話:(妊娠届期・保健センター)0745-56-6006 (出生後・子育て包括支援センター)0745-57-0200